

## 古座川町移住定住者新築住宅等補助金交付規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、古座川町への移住定住者の促進を図るため、古座川町へ移住定住する目的で住宅を建築若しくは中古住宅を購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては補助金等の交付に関する条例（昭和52年12月21日条例第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「住宅」とは、居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、台所、居間、浴室、トイレ等を備えた建物をいう。
- (2) 「新築住宅」とは、建築後1年を経過しない住宅で居住に供したことの無いものをいう。
- (3) 「中古住宅」とは、建築後1年を経過した住宅若しくは居住に供したことの無いものをいう。
- (4) 「移住定住者」とは、町内に転入前の者で町外に5年以上継続して居住している者若しくは、転入後3年以内の者で転入前に5年以上継続して町外に居住していた者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 古座川町への移住定住を目的に住宅を建築若しくは中古住宅を購入する者で、次のいずれかに該当する者。
  - ア 5年以上継続して町外に居住し、申請時古座川町の住民基本台帳に記載のない者。
  - イ 町内に転入して3年以内の者で転入前5年以上継続して町外に居住していた者。
- (2) 事業の完了年度から当該住宅で5年以上の在住を確約できる者。
- (3) 住宅を購入する場合、購入相手である住宅の所有者と3親等以内の間柄でない者。
- (4) 自ら及び同居の親族に過去3年分の市町村税等の滞納がない者。

### (補助対象新築住宅)

第4条 補助金の交付対象となる新築住宅は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 延べ床面積33㎡以上の新築住宅であること。

- (2) 古座川町への移住定住を目的に新築し、補助対象者が居住する町内の住宅であること。
  - (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令の規定に適合していること。
- 2 補助金の交付を申請する年度の翌年度末までに完了する事業を対象とする。翌年度に繰越す場合は繰越理由書（別記第 6 号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助対象中古住宅及び改修工事）

第 5 条 補助金の交付対象となる中古住宅及び改修工事は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 延べ床面積 33 m<sup>2</sup>以上の住宅であること。
  - (2) 古座川町への移住定住を目的に中古住宅を購入し、補助対象者が居住する町内の住宅であること。
  - (3) 改修工事を行う場合、購入する中古住宅のみを対象とする。
  - (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令の規定に適合していること。
- 2 補助金の交付を申請する年度の翌年度末までに完了する事業を対象とする。翌年度に繰越す場合は繰越理由書（別記第 6 号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金額）

第 6 条 補助金額は次のとおりとする。

	補助対象経費	補助率	補助対象限度額
住宅の新築	住宅新築工事費（土地の購入費及び土地の造成費を含む。）	補助対象経費に消費税率を乗じた額（ただし、千円未満の端数は切りすてる。）	補助対象経費 1 千万円を上限とし、消費税率を乗じた額
住宅の購入及び改修工事	住宅の購入費及び改修費（土地の購入費を含む。ただし、土地が賃貸の場合土地購入費は含まない。）	補助対象経費に消費税率を乗じた額（ただし、千円未満の端数は切りすてる。）	補助対象経費 1 千万円を上限とし、消費税率を乗じた額

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新築住宅を建築する場合にあっては、当該住宅の建築着手前に、中古住宅の購入及び改修工事をする場合にあっては、当該住宅の購入契約締結前及び改修工事着手前に次の書類を古座川町長に提出しなければならない。

区分	書類	様式
住宅の新築	古座川町移住定住者新築住宅等補助金交付申請書	別記第1号様式
	古座川町移住定住者新築住宅等補助金計画書	別記第2号様式
	確約書	別記第3号様式
	住民票	
	見積書	
	過去3年分の市町村税納税証明書	
	土地購入契約書の写し（借地の場合は土地賃貸契約書の写し）	
	土地登記簿謄本又は評価証明書 （申請日から3カ月以内の日付の者に限る。）	
	設計図	
	建築確認が必要な区域及び建物にあつては、建築基準法第6条に定める建築確認申請書（控え）の写し（第一面から第五面まで）	
	建築確認が必要でない区域にあつては、建築基準法第5条に定める建築工事届出書（第一面から第四面まで）の写し	
	その他町長が特に必要とする書類	
住宅の購入及び改修工事	古座川町移住定住者新築住宅等補助金交付申請書	別記第1号様式
	古座川町移住定住者新築住宅等補助金計画書	別記第2号様式
	確約書	別記第3号様式
	住民票	
	見積書（改修工事を実施する場合は改修工事にかかる見積書の写しを含む）	
	過去3年分の市町村税納税証明書	
	住宅の平面図	
	設計図（改修工事を実施する場合）	
	写真	
	その他町長が特に必要とする書類	

(交付決定)

第8条 補助金の交付の決定、又は交付しない旨を決定したときは、古座川町移住定住者新築住宅等補助金の可否について申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 交付決定後に計画を変更する場合においては、変更理由書（別紙第5号様式）を提出し、町長に変更の承認を受けなければならない。なお、交付決定後、変更承認がなく補助金額が2割以上増える場合は、増額分について補助対象としない。

(中止の届出)

第10条 交付決定後に事業を中止しようとする場合は、速やかに町長に書面をもって届け出るものとする。

(事業の完了)

第11条 事業の完了とは、次の各号のいずれかをいう。

- (1) 住宅新築工事が完了し、居住者の対象住宅建築住所への住民票の異動が完了したと。
- (2) 中古住宅の購入若しくは購入後改修工事が完了し、居住者の対象住宅住所への住民票の異動が完了したと。

(実績報告)

第12条 事業の完了後、速やかに次の書類を添付して事業の実績報告を提出しなければならない。

区分	書類	様式
住宅の新築	古座川町移住定住者新築住宅等補助金実績報告書	別記第4号様式
	古座川町移住定住者新築住宅等補助金実績書	別記第2号様式
	住民票（転入後）	
	完成設計図	
	写真	
住宅の購入 及び改修工事	古座川町移住定住者新築住宅等補助金実績報告書	別記第4号様式
	古座川町移住定住者新築住宅等補助金実績書	別記第2号様式
	住民票（転入後）	
	完成設計図（改修工事を実施した場合）	
	写真（改修工事を実施した場合は改修前及び改修後の	

	状況を確認できる写真を含む)	
	売買契約書の写し	

(補助金額の確定)

第 13 条 町長は、前条の規定により報告を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査、及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、古座川町移住定住者新築住宅等補助金の額の確定通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 前条の通知を受けた申請者は、補助金等の交付を受けようとするときは、古座川町移住定住者新築住宅等補助事業補助金請求書（別記第 7 号様式）を町長に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第 15 条 町長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付の目的に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 事業の実施方法が不適切なとき
- (4) この規則に定める事項に違反したとき

(補助金の返還)

第 16 条 補助金の交付決定を取消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、やむを得ない特別の理由があると認めるときは、これを減額又は免除することができる。

2 返還を命ずる金額は、事業完了後の年数に応じ、次のとおりとする。

- (1) 1 年以内の場合、補助金の全額とする。
- (2) 1 年を超え 2 年以内の場合、補助金の 5 分の 4 の額とする。
- (3) 2 年を超え 3 年以内の場合、補助金の 5 分の 3 の額とする。
- (4) 3 年を超え 4 年以内の場合、補助金の 5 分の 2 の額とする。
- (5) 4 年を超え 5 年以内の場合、補助金の 5 分の 1 の額とする。

(書類等の保存)

第 17 条 申請者は、この事業に関する書類等について、補助事業を完了した日から 5 年を経過する日の属する年度の 3 月 31 日まで、保存しておかなければならない。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

付 則

(施行日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 33 年 3 月 31 日を以て失効する。